

## 奈良県環境影響評価条例 環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方

平成 年 月 日作成

### 1. 目的

奈良県環境影響評価条例（以下「条例」という。）において、環境影響評価図書について、インターネットを利用した公表（以下「電子縦覧」という。）が義務付けられたことから、電子縦覧に関する実施手順及び留意事項を整理し、事業者による適切な情報提供がなされることを確保するとともに、縦覧の利便性を向上させることにより、情報交流の拡充を図り、以って条例の円滑な施行に資することを目的とする。

### 2. 趣旨

平成 23 年 4 月に公布された「環境影響評価法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）では、従来の紙媒体による環境影響評価図書の縦覧に加え、電子縦覧が義務付けられた。これを踏まえ、奈良県においても関係図書の電子縦覧を義務付けた「奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例」が平成 25 年 10 月に公布された。これを受け、電子縦覧に関する実施手順及び留意事項を取りまとめた。

### 3. 対象とする図書

電子縦覧の対象とする図書は以下のとおりとする。（以下これらを総称して「環境影響評価図書」という。）

- ・環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及びこれを要約した書類（以下「方法書要約書」という。）
  - ・環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下「準備書要約書」という。）
  - ・環境影響評価書（以下「評価書」という。）及びこれを要約した書類（以下「評価書要約書」という。）
- なお、平成 27 年 4 月 1 日以降は、以下の図書を対象に加える。
- ・計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）及びこれを要約した書類（以下「配慮書要約書」という。）

### 4. 方法及び期間

環境影響評価図書の電子縦覧の方法及び期間は以下のとおりとする。

#### (1) 電子縦覧の方法

原則として事業者のウェブサイトにおいて環境影響評価図書の公表を行うこととし、事

業者のウェブサイトへの掲載が不可能な場合においては、適切な外部サーバを確保する等、事業者においてインターネットでの公表が適切なサイトを確保する。

奈良県においては事業者が電子縦覧を行っているウェブサイトへのリンクを掲載するものとする。

## (2) 電子縦覧の期間

電子縦覧の期間は、環境影響評価図書を作成した旨等を公告した日から起算して1月間とする。なお、1月間の縦覧期間後においても、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案すると、少なくとも同一の案件に関する環境影響評価手続が終了するまでは引き続き公開することが望ましい。

## 5. 費用

縦覧期間中の環境影響評価図書の閲覧及びダウンロードに要する費用は、無料とする。なお、縦覧期間後も事業者が自主的にインターネット上で公表する図書に関しても、閲覧等に係る費用は無料とすることが望ましい。

## 6. インターネット上での公表に関する留意事項

環境影響評価図書の電子縦覧に当たっては、著作権その他に関する問題が生じないよう、以下の点に留意する。なお、紙媒体の図書を公表する場合においても同様の留意が必要である。

### 6. 1 著作権の取扱

#### (1) 著作権について

環境影響評価図書の記載内容は、図書の作成者以外が作成した地図、写真、図形等を含むことが多いことから、環境影響評価図書の公表に関しては、他者の著作権法上の権利を侵害することのないよう留意する。

環境影響評価図書に関する著作権法上の権利は図書の作成者に帰属するため、作成者以外の者がこれを取り扱う際にも著作権法上の対応が必要となることに留意する。

#### (2) 利用の許諾

国土地理院や地方公共団体が測量法に基づき作成した地図は、地図利用の許諾を得る手続が定められている。利用に関する許諾は、文書による形式で行うことが望ましい。

#### (3) 外部委託について

外部委託により環境影響評価図書を作成する場合、特段の定めがなければ著作権は外部委託先に帰属することから、著作権の権利帰属については仕様書・契約書等で明確に規定することが望ましい。

#### (4) 第三者による利用の禁止

電子縦覧でインターネット上に公表される情報は、従来の紙媒体による縦覧と比較して、複製や加工が容易で安価であり、送信による移転行為が容易であるという特性を有する。事業者はこれらの特性に留意し、公表された環境影響評価図書に関する複製情報が第三者によって無断で加工されたり、インターネット上の別のサイトで公開されないよう、公表サイトに「公衆送信の禁止」「改変利用の禁止」等を明記する。可能な限り個々の著作権が表示されている箇所に著作権者を明記する等の対応を取るよう留意する。

## 6. 2 公表に際し留意すべき情報への対応

### (1) 希少生物の生息地等に関する情報

希少生物の生息・生育地等に関する情報については、奈良県環境影響評価技術指針において、「希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。」とされている。

このことから、公表可能な環境影響評価図書を作成するとともに、環境影響評価に関する審査の参照となるような当該希少生物の生息・生育等に関する情報をまとめるものとする。

なお、種によっては、確認位置だけではなく、種名自体の公表の是非についても検討する必要があることから、環境影響評価図書及び希少生物に関する資料の作成については奈良県と事前に協議することとする。

なお、環境影響評価の手続を第三者機関に依頼する等の場合は、このような非公表情報の流出を防ぐため、守秘義務に係る契約の締結等による情報管理を十分に配慮する必要がある。

### (2) その他

環境影響評価図書の内容に、企業秘密となり得る事項や安全保障に関する事項が含まれる可能性がある。環境影響評価手続においては、必要な情報は公表することを原則とするが、必要に応じ県及び関係機関と協議の上、公表の要否・内容等を定めるものとする。

## 6. 3 データ改ざんの防止への対応

### (1) ファイルの改ざん等

環境影響評価図書の電子縦覧に当たっては、公表期間中の不正アクセスにより環境影響評価図書が改ざん・滅失・棄損する等の驚異に対し、リスク管理を行い、必要に応じ適切なセキュリティ対策を講じる必要がある。

また、ファイルの更新日時を適切に管理し、公表用データのバックアップを保管しておく等、不正な改ざんが行われた場合には速やかに検知・復旧できるよう配慮することが必要である。

### (2) システムへの侵入

ファイルが直接改ざんされなくても、ウィルス等の侵入によりファイルが破壊される可